

STOP! 交通労災

津山労基署の管内では令和以降に発生した死亡労働災害計11件のうち、5件が公道上での交通死亡事故によるものとなっています。仕事中の車の運転には普段とは違った危険が潜んでいます。危険の要所を押さえて『交通労災』の撲滅に努めましょう！

①走り慣れない道や時間帯、慣れていない車を運転することが多い



②現場作業後や遠方への出張後など体が疲れた状態での運転が多い



仕事中の運転時の

主な危険要因



③営業先など相手方の都合・指定の時間に合わせざるを得ないケースが多く自分のペースで運転できない



④運転時の緊張度が高い傾向にある（運搬する荷や同乗者、予定の業務、業務の遂行状況などの影響）



交通労働災害の現状について



労働災害は長期的に減少傾向にあり、令和5年の労働災害による全国の死亡者数は755人となっています。事故の型別では、交通事故（道路）により亡くなられたのは148人であり、「墜落・転落」に次いで2番目に多い結果となっています。

また、岡山県内では令和5年の労働災害による死亡者数が17名であったところ、交通事故（道路）により亡くなられたのは10人であり、事故の型別で最も多い割合を占めています。

さらに津山労働基準監督署では、令和以降に発生した死亡災害11件のうち5件は交通事故（道路）によるものとなっています。

交通事故（道路）は、陸上貨物運送事業等以外の業種でも多く発生しており、職業ドライバー以外が被災者となるケースも多いことから、業種を問わず取組が求められています。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」について



厚生労働省では、交通労働災害の防止を図ることを目的として、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成30年6月20日改正）を策定し、事業場においては交通労働災害防止対策を積極的に推進することにより、また、運転者については事業場が講じる措置への協力することにより、交通労働災害の防止に努めるよう求めています。

本ガイドラインでお示ししている具体的な実施事項の概要は以下のとおりです。

①管理体制の整備等

- ・ 交通労災防止のための管理者の選任・教育
- ・ 方針の表明、目標の設定、PDCAの実施
- ・ 安全衛生委員会での調査審議、専門部会の設置

②適正な労働時間管理・走行管理

- ・ 改善基準告示の順守、拘束時間の短縮
- ・ 適正な走行計画の作成、走行経路の決定等
- ・ 点呼の実施による体調不良者等の把握、配慮
- ・ 荷役作業等の負荷を考慮した休憩時間の確保

③教育の実施等

- ・ 雇入れ時・日常教育、交通危険予知訓練の実施
- ・ 運転者の認定制度、送迎車等の運転者の指名

④交通労働災害防止に係る意識高揚対策の実施

- ・ ポスターや標語の掲示、優良運転者表彰など
- ・ 交通安全マップの作製

⑤その他

- ・ 健康管理、運転時の疲労回復対策
- ・ 自動車等の安全点検、安全装置等の整備

その他の交通労働災害防止のための取組みについて



○過労運転の防止対策について

過労状態での運転は安全運転・走行を阻害する大きな要因となります。

令和6年4月1日施行の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の順守はもちろんのこと、各運転者の疲労蓄積の状況を都度確認し、その結果に応じた運行計画の見直しなど配慮をお願いします。

○冬季の交通労働災害防止対策について

積雪地・寒冷地では、積雪や凍結など路面状況に応じた適切な対策が必要となります。

交通情報や安全マップの共有、急ブレーキや速度超過への注意喚起など重ねて対策をお願いします。



交通労働災害防止対策について、
もっと知りたい方はこちらをどうぞ

職場のあんぜん 交通労働災害 検索

ご不明な点は、津山労働基準監督署まで
お問合せください TEL : 0868-22-7157